

令和7年度第7回 島根県任期付職員(育休任期付職員・同行休業任期付職員) 及び臨時的任用職員採用(登録)試験 受験案内

令和7年10月31日
島根県総務部人事課

島根県の諸機関で、育児休業を取得する職員の代替として勤務する職員(以下「育休任期付職員」と言います。)、配偶者同行休業を取得する職員の代替として勤務する職員(以下「同行休業任期付職員」と言います。)、職員の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員(以下「育休任期付短時間勤務職員」と言います。)及び欠員等が生じた場合に任用する職員(以下「臨時的任用職員」と言います。)を募集します。

任期付職員

- 任期付職員(育休任期付職員・同行休業任期付職員)採用(登録)試験の合格者は、育休任期付職員又は同行休業任期付職員のいずれかとして採用(登録)されます。
- 育休任期付職員又は同行休業任期付職員を選択することはできません。
- 臨時的任用職員採用(登録)試験の受験者は、育休任期付職員・同行休業任期付職員の登録について併願することができます。
- 併願の有無は試験結果に影響しません。

育休任期付職員

- 任期付職員(育休任期付職員・同行休業任期付職員)採用(登録)試験の合格者は、「育休任期付職員・同行休業任期付職員採用候補者名簿」に登録され、育児休業を取得する職員がいる場合に採用されます。
- 職員の産前産後休暇期間中(概ね16週間程度)は臨時的任用職員として採用され、選考を経た上で、職員の育児休業期間を任用の限度として、任期を定めた育休任期付職員として採用されます。育休任期付職員としての任用期間は、概ね6月以上3年未満ですが、職員の育児休業期間に応じて、採用時に決定することになります。
- 登録有効期間中に、新たに育児休業を取得する職員があった場合には、再び採用されることがあります。ただし、職員の育児休業の取得状況等によっては、すぐに採用されるとは限りませんし、再び採用されない場合もあります。
- 登録有効期間は、登録開始日(合格発表の日)から3年です。

同行休業任期付職員

- 任期付職員(育休任期付職員・同行休業任期付職員)採用(登録)試験の合格者は、「育休任期付職員・同行休業任期付職員採用候補者名簿」に登録され、同行休業を取得する職員がいる場合に採用されます。
- 職員の配偶者同行休業期間中の一定期間(概ね1ヶ月程度)は臨時的任用職員として採用され、選考を経た上で、職員の配偶者同行休業期間を任用の限度として、任期を定めた同行休業任期付職員として採用されます。同行休業任期付職員としての任用期間は、概ね6月以上3年未満ですが、職員の同行休業期間に応じて、採用時に決定することになります。
- 登録有効期間中に、新たに同行休業を取得する職員があった場合には、再び採用されることがあります。ただし、職員の同行休業の取得状況等によっては、すぐに採用されるとは限りませんし、再び採用されない場合もあります。
- 登録有効期間は、登録開始日(合格発表の日)から3年です。

育休任期付短時間勤務職員

- 任期付職員(育休任期付職員・同行休業任期付職員)及び臨時的任用職員採用(登録)試験の受験者は、育休任期付短時間勤務職員の登録について併願することができます。(育休任期付短時間勤務職員のための登録試験は行いません。)
- 併願の有無は、試験結果に影響しません。
- 任期付職員(育休任期付職員・同行休業任期付職員)及び臨時的任用職員採用(登録)試験の合格者のうち、育休任期付短時間勤務職員の登録を併願した者については、併せて育休任期付短時間勤務職員登録者として登録されます。
- 育休任期付職員・同行休業任期付職員の任期後、育児短時間勤務を行う職員がいる場合に、当該期間を任用の限度として、任期を定めた短時間勤務職員(育休任期付短時間勤務職員)として採用されることがあります。ただし、職員の育児短時間勤務の状況によっては、すぐに採用されるとは限りませんし、採用されないこともあります。
- 育休任期付短時間勤務職員は6月以上1年未満の任用期間となりますが、職員の育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で、任用期間が延長される場合があります。

臨時的任用職員

○臨時的任用職員採用(登録)試験の合格者は、「臨時的任用職員候補者名簿」に登録され、職員に欠員等が生じた場合に臨時的任用職員として採用されます。

○任期付職員(育休任期付職員・同行休業任期付職員)採用(登録)試験の受験者は、臨時的任用職員の登録について併願することができます。

○併願の有無は試験結果に影響しません。

○地方公務員法の改正により、令和2年4月から臨時的任用職員の任用が厳格化されました。法改正後の臨時的任用職員の勤務形態は、正規職員と同様となります。給与、休暇等については、後述6(3)をご確認ください。

○任用期間は、職員の欠員等の状況に応じて採用時に決定しますが、最長でも1年以内になります。

○登録有効期間中に、新たに職員に欠員等が生じた場合には再び採用されることがあります。ただし、すぐに採用されるとは限りませんし、再び採用されない場合もあります。

○登録有効期間は、登録開始日(合格発表の日)から3年です。

◆受付期間 令和7年10月31日(金)～令和7年11月14日(金)
郵送の場合、令和7年11月14日(金)必着
受付時間は、午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

◆試験 令和7年11月26日(水)

◆合格発表 令和7年11月28日(金)

1 募集職種、勤務地、登録予定数及び職務内容

(1) 任期付職員

職 種	勤務地	登録予定数	職務内容	採用予定
保健師	松江地区	1名	福利課等に勤務し、専門的業務に従事します。	R8.1以降

(2) 育休任期付短時間勤務職員
今回は、募集はありません。

(3) 臨時的任用職員
今回は、募集はありません。

2 受験資格

- (1) 次の各号のいずれかに該当する人は**受験できません**。
- (ア) 禁錮(令和7年6月1日以降は、拘禁刑)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (イ) 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - (エ) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人
(心神耗弱を原因とするもの以外)
- (2) 保健師については、(1)に加え、保健師の免許を有する人

3 試験の日時、試験地及び試験場

職 種	勤務地	試験会場	試験日時
保健師	松江地区	[松江会場] 松江市内中原町 5 2 職員会館	令和7年11月26日(水) 開場 9:10～ 作文試験 9:30～10:30 面接試験 10:45～

(注1)遅刻者は試験開始後30分以降は受験できません。

(注2)HB若しくはBの鉛筆又はシャープペンシル及びプラスチック消しゴムを持参してください。

(注3)試験の結果は、合格発表日に島根県ホームページ(<http://www.pref.shimane.lg.jp/jinji>)に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員(棄権者を除く。)に試験結果を通知します。

なお、希望される方は、島根県人事課(〒690-8501 松江市殿町1番地)で合格者の受験番号を確認することができます。

4 試験の方法

試験項目	問題形式	配点	内 容
作文試験 (60分)	記述式	50点	【保健師】 専門的な知識及び文章による表現力、課題に対する理解力等について作文試験を行います。
面接試験		50点	職務遂行能力等をみる目的で個別面接を行います。

※試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とします。

※試験日において、「任期付職員(育休任期付職員・同行休業任期付職員)採用候補者名簿」又は「臨時的任用職員候補者名簿」に登録されている者(登録有効期間内に限る。)が、同一職種の試験を受験する場合は、教養試験、専門試験及び作文試験は免除し、面接試験のみとします。

※試験日において、島根県職員(臨時的任用職員、育休任期付職員、一般任期付職員を含む。)である者が、同一職種の試験を受験する場合は、教養試験、専門試験及び作文試験は免除し、面接試験のみとします。

5 受験手続、申込先及び受付期間

(1)提出書類

①育休任期付職員・同行休業任期付職員等採用(登録)試験申込書(別紙様式) 1部

②履歴書(市販のJIS規格) 1部

顔写真は裏面に氏名を記入し、はがれないようにしっかり貼ってください。

③受験資格を有することを証明する書類

※保健師…資格免許証等の写し

(2)提出期限、方法

上記提出書類を、**島根県人事課**に直接持参するか郵送により提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「育休任期付・同行休業任期付申込」と朱書し、**簡易書留郵便**にしてください。

受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、令和7年10月31日(金)から令和7年11月14日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までです。

郵送による場合は、令和7年11月14日(金)必着とします。

(3)受験票の交付

受付締切後に受験票を送付しますので、試験の当日持参してください。なお、試験日の3日前(土曜日、日曜日、祝日の場合には、その直前の開庁日)になっても受験票が到着しないときは、島根県人事課に必ず問い合わせてください。

(4)書類提出先・問い合わせ先

〒690-8501 松江市殿町1番地(本庁舎3階) 島根県総務部人事課人事制度係

TEL 0852-22-6850 又は 0852-22-6844

6 採用、給与及び勤務時間等

(1) 任期付職員

- ① 任期付職員（育休任期付職員・同行休業任期付職員）採用（登録）試験の合格者は、職員の産前産後休暇期間中（おおむね16週間程度）又は職員の配偶者同行休業期間中の一定期間は臨時的任用職員として勤務していただきます。その後、選考を経た上で、職員の育児休業期間又は職員の配偶者同行休業期間を任用の限度として、任期を定めた育休任期付職員又は同行休業任期付職員として採用します。
- ② 職員の産前産後休暇期間中又は職員の配偶者同行休業期間中の一定期間は、臨時的任用職員として任用されます。臨時的任用職員の場合の勤務条件は、次のとおりです。

ア 採用時の給料月額、次の表のとおりです（令和7年4月1日現在）。このほかに任期の定めのない職員と同様に、期末勤勉手当が支給され、また、支給要件に該当する場合には、扶養手当、通勤手当、住居手当等も支給されます（学校卒業後の経歴を有する人は、その経歴に応じて給料月額を決定します。）

職 種	初任給月額
保健師	2 5 4, 2 3 1 円（大学4卒22歳）

イ 勤務日、勤務時間については以下のとおりです。

勤務は完全週休2日制で、月曜日から金曜日までの5日間、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分で、週38時間45分です。

- ③ 育休任期付職員又は同行休業任期付職員は、任期が定められていること以外、給与、勤務時間等について職員と同様に地方公務員法等の規定が適用されますが、育児休業をすることはできません。採用後は、一般職の職員として勤務していただくことになり、給与、勤務時間等は次のとおりです。

ア 採用時の給料月額は、上記②アのとおりです。

イ 良好な成績で勤務した場合、昇給の対象となります（ただし、令和7年4月1日現在で55歳以上の人を除きます。）。

ウ 育休任期付職員として6月以上勤務して退職する場合には、退職手当が支給されます。

エ 勤務日、勤務時間については上記②イのとおりです。

- ④ 任期付職員（育休任期付職員・同行休業任期付職員）採用（登録）試験の合格者は、併せて、「育休任期付職員・同行休業任期付職員採用候補者名簿」に登録されます。登録有効期間中に、新たに育児休業・配偶者同行休業を取得する職員があった場合には、再び採用されることがあります。その場合、同様に職員の産前産後休暇期間中又は配偶者同行休業期間中の一定期間は臨時的任用職員として、育児休業期間中又は配偶者同行休業期間中は育休任期付職員又は同行休業任期付職員として採用されます。登録有効期間は、登録開始日（合格発表の日）から3年間です。

(2) 育休任期付短時間勤務職員

任期付職員（育休任期付職員・同行休業任期付職員）及び臨時的任用職員採用（登録）試験の受験者は、育休任期付短時間勤務職員の登録について併願することができます（育休任期付短時間勤務職員のための登録試験は行いません。）。

- ① 育休任期付職員・同行休業任期付職員採用（登録）試験の合格者のうち、育休任期付短時間勤務職員の登録を併願したものについては、併せて育休任期付短時間勤務職員登録者として登録されます。育休任期付職員又は同行休業任期付職員の任期後、育児短時間勤務を行う職員がいる場合に、当該期間を任用の限度として、任期を定めた短時間勤務職員（育休任期付短時間勤務職員）として採用されることがあります。育休任期付短時間勤務職員は6月以上1年未満の任用期間となりますが、職員の育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で、任用期間が延長される場合があります。

- ② 育休任期付短時間勤務職員は、任期の定めのある短時間勤務の職を占める職員となり、地方公務員法等の規定が適用されることとなり、給与、勤務時間等は次のとおりです。

ア 初任給の額は、適用を受ける給料表の給料月額、1週間当たりの勤務時間を38時間45分で割落とした額となります。採用時の給料月額は、上記育休任期付職員又は同行休業任期付職員と同じで、初任給は職歴等により、一定の額が加算されます。

例えば、職種が一般事務で、高校卒18歳の人の場合、初任給はフルタイム勤務職員であれば給料月額184,320円となるところ、1週間当たりの勤務時間数が23時間15分の育休任期付短時間勤務職員であれば、110,592円(184,320円×23時間15分／38時間45分)となります。

イ 良好な成績で勤務した場合、昇給の対象となります。

ウ 扶養手当、住居手当、特地勤務手当、退職手当等は支給されません。

通勤手当は、通勤回数に応じて減額される場合があります。(交通機関利用者の場合は定期券又は通勤回数に応じた回数券等の額、自動車等利用者の場合は1月当たりの通勤回数が10回未満であれば一般の職員に支給される額の半額となります。)

エ 勤務は、週31時間以内で、曜日・時間帯等については、育児短時間勤務を行う職員の勤務時間により異なるため、採用時に決定することになります。

(3) 臨時的任用職員

① 臨時的任用職員採用（登録）試験の合格者は、職員に欠員等が生じた場合に任用する臨時的任用職員(職員の産前産後休暇期間及び配偶者同行休業期間中の一定期間における臨時的任用職員は除く)として任用します。任用期間は、職員の欠員等の状況に応じて採用時に決定しますが、最長でも1年以内になります。

② 臨時的任用職員は、地方公務員法等の規定が適用されることとなります。給与、勤務時間等は次のとおりです。

ア 採用時の給料月額は、上記(1)②アのとおりです。

イ 勤務日、勤務時間については上記(1)②イのとおりです。

③ 臨時的任用職員採用（登録）試験の合格者は、併せて、「臨時的任用職員採用候補者名簿」に登録されます。上記任用期間後において、登録有効期間中に、新たに欠員等が生じた場合は、再び採用されることがあります。登録有効期間は、登録開始日(合格発表の日)から3年間です。

7 試験結果の本人提供について

試験の結果については、保有個人情報の本人提供に関する事務取扱要領に基づき、本人の申出により提供することができます。受験者本人(代理人は不可)が「顔写真付きの身分証明書」(注)を持参の上、下記場所で行ってください(電話は不可)。

申出できる者	内容	期間	場所
合格者及び不合格者	総合得点、種目別得点 及び総合順位	合格発表日より 1か月間	島根県総務部人事課 (松江市殿町1番地本庁舎3階)

(注)「顔写真付きの身分証明書」の例:運転免許証、学生証

この頁は空白です